

議第 29 号

下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について

下呂市廃棄物処理施設の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

（仮称）下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場の設置にあたり、施設名称、位置、区分を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

下呂市廃棄物処理施設条例（平成16年下呂市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>区分</th></tr><tr><td colspan="3">下呂市クリーンセンターの項～下呂市一般廃棄物最終処分場の項（略）</td></tr><tr><td><u>下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場</u></td><td><u>下呂市夏焼109番地</u></td><td><u>埋立最終処分（一般廃棄物焼却灰、ビン類等破碎くず、し尿等汚泥焼却灰及び上水乾燥汚泥）</u></td></tr><tr><td colspan="3">下呂市埋立処分場の項・下呂市ペットボトルリサイクルセンターの項（略）</td></tr></table>	名称	位置	区分	下呂市クリーンセンターの項～下呂市一般廃棄物最終処分場の項（略）			<u>下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場</u>	<u>下呂市夏焼109番地</u>	<u>埋立最終処分（一般廃棄物焼却灰、ビン類等破碎くず、し尿等汚泥焼却灰及び上水乾燥汚泥）</u>	下呂市埋立処分場の項・下呂市ペットボトルリサイクルセンターの項（略）			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>区分</th></tr><tr><td colspan="3">下呂市クリーンセンターの項～下呂市一般廃棄物最終処分場の項（略）</td></tr><tr><td colspan="3"> </td></tr><tr><td colspan="3">下呂市埋立処分場の項・下呂市ペットボトルリサイクルセンターの項（略）</td></tr></table>	名称	位置	区分	下呂市クリーンセンターの項～下呂市一般廃棄物最終処分場の項（略）						下呂市埋立処分場の項・下呂市ペットボトルリサイクルセンターの項（略）		
名称	位置	区分																							
下呂市クリーンセンターの項～下呂市一般廃棄物最終処分場の項（略）																									
<u>下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場</u>	<u>下呂市夏焼109番地</u>	<u>埋立最終処分（一般廃棄物焼却灰、ビン類等破碎くず、し尿等汚泥焼却灰及び上水乾燥汚泥）</u>																							
下呂市埋立処分場の項・下呂市ペットボトルリサイクルセンターの項（略）																									
名称	位置	区分																							
下呂市クリーンセンターの項～下呂市一般廃棄物最終処分場の項（略）																									
下呂市埋立処分場の項・下呂市ペットボトルリサイクルセンターの項（略）																									

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

一般廃棄物を最終処分する下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場を設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場の名称、位置、区分を追加します。

(別表第1関係)

(2) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則関係)

